

環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱

(総則)

第 1 条 民間金融機関等（以下「金融機関」という。）に対する環境配慮型経営促進事業利子補給金（以下「補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下、「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補給金は、金融機関が行う環境配慮型融資のうち地域の特性に配慮した地球温暖化防止のための融資事業に対し、必要な経費を国が利子補給することにより、地球温暖化防止のための設備投資や研究開発等を促進しエネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この要綱における「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

銀行

信用金庫及び信用金庫連合会

労働金庫及び労働金庫連合会

信用協同組合及び信用協同組合連合会

農業協同組合及び農業協同組合連合会

漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

農林中央金庫

株式会社商工組合中央金庫

株式会社日本政策投資銀行

(2) 「環境配慮型融資」とは、金融機関が行う複数の項目により事業者の環境配慮の取組を審査・評価し、その評価結果によって金利を変更する融資制度であり、補給金の交付対象として環境省が認めたものをいう。

(3) 「二酸化炭素排出原単位」とは、融資先事業者の排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で割った数値をいう。

(補給金の交付)

第 4 条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる者に対して金融機関が行う資金融資事業（以下「交付対象事業」という。）の円滑な促進を図るため、予算の範囲内において、金融機関に対して交付対象事業に係る補給金を交付するものとする。

- ・環境配慮型融資に係る融資対象基準を満たし、かつ、融資を受けた年より5年以内の間に二酸化炭素排出原単位を5%以上改善又は二酸化炭素排出量を5%以上削減することを金融機関に対して誓約して地球温暖化対策事業を行う事業者

(単位期間)

第5条 交付対象事業の貸付資金に係る単位期間は、3月11日から9月10日までの期間及び9月11日から3月10日までの期間とする。

- 2 7月11日から9月10日までの期間又は1月11日から3月10日までの期間に交付された貸付資金に係る第1回目の単位期間は、当該資金交付の日から3月10日までの期間又は9月10日までの期間とすることができる。
- 3 9月10日又は3月10日が休日の場合は、その前営業日又は翌営業日までを単位期間とすることができる。この場合、次の単位期間は、前単位期間の最終日の翌日からとする。

(補給金の交付額)

第6条 金融機関に対する補給金の額は、交付対象事業について、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times 0.01$$

ただし

A 当該単位期間における当該貸付契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

(補給金の交付の申請)

第7条 金融機関は、新規案件について補給金の交付を申請するときは、単位期間ごとに毎年8月10日、2月10日までに、様式第1により、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付申請書を大臣に提出しなければならない。ただし、本利子補給事業による交付決定を受けたことのある案件については、単位期間ごとに毎年7月10日、1月10日までに、様式第1により、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付申請書を大臣に提出しなければならない。また、やむを得ない理由により申請が遅延する場合には、あらかじめ、大臣の承認を得なければならない。

(補給金の交付決定)

第8条 大臣は、金融機関から前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補給金の交付決定を行い、様式第2により、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付決定通知書を速やかに金融機関に送付するものとする。この場合において、大臣は必要な条件を付することができる。

- 2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月以内とする。

(申請の取下げ)

第9条 金融機関は、補給金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

い。

(変更等の承認)

第10条 金融機関は、次の各号に掲げる場合においては、様式第3により、環境配慮型経営促進事業利子補給金変更申請書を大臣に提出し承認を受けなければならない。

(1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(報告)

第11条 金融機関は、交付対象事業の遂行について、大臣の要求があったときは、遅滞なく、様式第4により、環境配慮型経営促進事業利子補給金状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 金融機関は、第4条に規定する事業者が金融機関に対して誓約する事項について、大臣の要求があったとき、誓約内容を達成したとき、又は誓約期間が終了したときは、遅滞なく様式第5により、環境配慮型経営促進事業利子補給金事業効果報告書を大臣に提出しなければならない。

3 大臣は、金融機関から前項に定める誓約を達成した旨の効果報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、誓約内容の達成を認めるときは、様式第6により、環境配慮型経営促進事業利子補給金事業効果報告書の承認通知を金融機関に送付するものとする。

(金融機関からの実績報告)

第12条 金融機関は、単位期間が満了したとき(交付対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、単位期間の満了の日(交付対象事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日)から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第7により、環境配慮型経営促進事業利子補給金実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(金融機関に対する補給金の額の確定)

第13条 大臣は、金融機関から前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補給金の額を確定し、様式第8により、環境配慮型経営促進事業利子補給金の額の確定通知書を銀行に送付するものとする。

(補給金の支払)

第14条 金融機関は、補給金の支払を受けようとするときは、前条の規定による補給金の額の確定通知を受けた後において、様式第9により、環境配慮型経営促進事業利子補給金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の規定により銀行から提出された請求書を審査し、補給金の額の確定の内容に適合すると認めるときは、銀行に対し、補給金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第10条第1項第2号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当

すると認められる場合には、第8条第1項の規定による補給金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 金融機関が適正化法、施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣の処分又は指示を受け、これに従わない場合。
- (2) 金融機関が、補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 金融機関が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 第4条の事業者が金融機関に対して誓約した内容を達成できなかった場合(やむを得ない特段の事情があると大臣が認めた場合を除く)。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補給金が交付されているときは、期限を付して当該補給金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補給金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前二項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、金融機関はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(補給金の経理)

第16条 金融機関は、補給金の経理について、補給金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、平成23年7月14日から施行する。

様式第 1

番号
年 月 日

環境大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金交付申請書

上記利子補給金の交付を受けたいので、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱第 7 条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象事業の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 交付対象事業の開始及び終了（予定）年月日
（始期）平成 年 月 日
（終期）平成 年 月 日

4. 交付対象事業の内容

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	貸付残高	利子補給金の額	算出の基礎

交付対象事業の概要について、資料を添付すること。

様式第 2

番号
年 月 日

金融機関名
代表者名 殿

環境大臣

平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金交付申請書について、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱第 8 条の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給の額を決定したので通知する。

記

1. 決定額 金 円
2. 利子補給金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 号をもって申請のあった平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金交付申請書に記載の通りとする。
3. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱(平成 年 月 日付け 号。以下、「交付要綱」という。)の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。
(1) 適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消し、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項による加算金の納付。
(2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
(3) 相当の期間利子補給金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
(4) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。
4. 交付要綱第 4 条の事業者と金銭消費貸借契約を締結した際には遅滞なくその写しを環境大臣宛送付すること。

様式第3

番号
年 月 日

環境大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の変更等について、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付対象事業の変更等の内容

交付対象事業の変更等の理由

様式第 4

番号
年 月 日

環境大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の遂行状況について、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付対象事業の遂行状況

様式第 5

番号
年 月 日

環境大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

環境配慮型経営促進事業利子補給金事業効果報告書

平成 年度より上記利子補給金を交付されている下記事業者について、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱第 4 条で求める二酸化炭素排出原単位の改善又は二酸化炭素排出量の削減に係る達成状況について、同要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業者名

2. 誓約の達成状況 いずれか誓約している方を記載

・二酸化炭素排出原単位削減率： %

〔 基準年における二酸化炭素排出原単位（平成 年度実績値）：
達成年における二酸化炭素排出原単位（平成 年度実績値）： 〕

・二酸化炭素排出量削減率： %

〔 基準年における二酸化炭素排出量（平成 年度実績値）：
達成年における二酸化炭素排出量（平成 年度実績値）： 〕

3. 上記 2 の根拠

（注）3 は上記 2 の排出原単位又は排出量等が分かる根拠を記載。別添資料も可。

様式第 6

番号
年 月 日

金融機関名
代表者名 殿

環境大臣

環境配慮型経営促進事業利子補給金事業効果報告書について

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった下記の事業者に係る環境配慮型経営促進事業利子補給金事業効果報告書の審査を行った結果、環境配慮型経営促進事業利子補給交付要綱第 4 条で求める二酸化炭素排出原単位の改善又は二酸化炭素排出量の削減に関する誓約を達成したものと認める。

記

様式第7

番号
年 月 日

環境大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る実績について、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業の内容及び効果

- (1) 内容
- (2) 効果

2. 交付対象事業の内容

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	貸付残高	利子補給金の額	算出の基礎

様式第 8

番号
年 月 日

金融機関名
代表者名 殿

環境大臣

平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金実績報告書について、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱第 13 条の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給の額を確定したので通知する。

記

確定額 金 円

様式第 9

番号
年 月 日

環境大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

平成 年度環境配慮型経営促進事業利子補給金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補給金の額の確定通知のあった上記利子補給金について、
環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 . 補給金請求額 金 円
- 2 . 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。